

1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）及び
120GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）に係る制度整備案の概要

1 省令関係

(1) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案

1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）並びに120GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）について、使用する周波数帯の追加等の無線設備の技術基準に係る関係規定を整備する。

2 告示関係

(1) 周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を変更する告示案

120GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）を導入するため、当該周波数帯域に移動業務（放送事業用）を国内分配する。その他規定の整備を実施する。